

⑦ 株式会社小田原機器

第43期定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年3月24日（木曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

神奈川県小田原市城内8番10号

報徳二宮神社 報徳会館2階 天翔

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役
を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する
報酬額等及び内容の決定の件

目次

ごあいさつ	1
第43期定時株主総会招集ご通知	2
（添付書類）	
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	23
会計監査報告	25
監査役会監査報告	29
株主総会参考書類	31

ご来場自粛のご検討のお願い

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ご入場いただける人数を制限させていただきます。多数のご来場がありました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

従いまして、本年は株主様ご自身の感染回避を最優先として、健康状態に拘わらず、ご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。

その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応につきましては、5頁をご覧ください。



公共交通の分野における ONLY ONE企業でありたい

代表取締役社長 丸山 明義

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により影響を受けている方々に、心からお見舞い申し上げます。また医療従事者をはじめ、この未曾有のパンデミックと日々闘っておられる方々にこの場をお借りして心から感謝申し上げます。

さて、弊社第43期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。第43期（2021年12月期）におきましては、売上高は35億83百万円、営業利益は1億68百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は99百万円となり、当初の予想に対して、減収増益（売上高▲7億69百万円、営業利益+41百万円、親会社株主に帰属する当期純利益+1百万円）となりました。

なお、第44期（2022年12月期）につきましては、売上高は42億63百万円、営業利益は1億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億15百万円を見込んでおります。

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化や、電子部品の需給逼迫など、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。しかし、前期に引続き、東北地区の地域連携ICカードシステムの納入を進めるとともに、新たな決済端末の市場投入によって、拡大するキャッシュレス決済ニーズを取込んでまいります。当社は、引続き、ニューノーマル時代の新しい公共交通のあり方を提案し、社会的課題の解決に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2022年3月

2022年3月4日

株 主 各 位

神奈川県小田原市中町一丁目11番3号

⑦ 株式会社 小田原機器

代表取締役社長 丸 山 明 義

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の健康状態に拘わらず、ご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使を行っていただくようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2022年3月23日（水曜日）当社営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県小田原市城内8番10号
報徳二宮神社 報徳会館2階 天翔
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第43期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.odawarakiki.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
 - III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - IV 連結計算書類の「連結注記表」
 - V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - VI 計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.odawarakiki.com/>）に掲載させていただきます。

電子提供制度に関するご案内

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。

これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載させていただきます。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様には、健康状態に拘わらずご来場をお控えいただき、書面による議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。

【当日ご来場される株主様へのお願い】

- ・ 株主総会開催日時点での国内における感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・ マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ・ 当日、会場に入館される際、体温を計測させていただきます。体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、入場を制限することやご退場をいただくことがございますのであらかじめご了承ください。

【当社の対応について】

- ・ 株主総会の登壇役員並びに運営スタッフはマスクを着用、登壇役員並びに議長席にはアクリル板等を設置させていただきます。
- ・ 受付並びに会場入口付近にアルコール消毒液を配置しております。感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、例年より座席数を減らしております。また、登壇役員については最小限としております。ご入場いただける人数に限りがございますため、多数のご来場がありました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 株主総会の議事は例年より時間を短縮して行う予定です。報告事項の報告や決議事項の内容の説明は簡略化し、ご質問はおひとり様一問限りとさせていただきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大次第では、やむなく会場や開始時間に変更となる場合がございます。その他、株主総会に関連する必要な情報を随時、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.odawarakiki.com/>）でご案内させていただきますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する拡大防止策とワクチン接種の進展による経済活動正常化の動きや、米国をはじめとした海外経済の改善などもあって年末にかけて景気は持ち直しの動きがみられました。しかしながら、足元では内外でオミクロン株など変異株による感染者が急速に増加しており、引き続き今後の感染症の動向や、半導体などの供給面の問題や原材料価格上昇などの影響による下振れリスクの高まり、金融資本市場の変動等などに注視を要する状況にあります。

当社グループ製品の主要市場である路線バス業界においては、設備投資に対して依然として慎重姿勢であることから低調に推移いたしました。

このような状況のもとで当社グループは関西圏における運賃箱の代替需要等の取り込み、令和500円硬貨対応における運賃箱の改造需要等の取り込み、キャッシュレス決済事業の需要等の取り込みに努めてまいりました。しかし市況悪化の影響を避けることは難しく売上・利益ともに低調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,583,683千円（前期比25.0%減）、営業利益は168,302千円（前期比10.6%減）、経常利益は188,373千円（前期比12.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は99,857千円（前期比24.8%減）となりました。

(運賃收受機器事業)

運賃收受機器事業においては、路線バス及びワンマン鉄道車両での運賃收受機器等の設計、開発、製造、販売及びメンテナンスサービスを展開しております。

当事業における売上高は3,143,580千円（前期比29.6%減）、営業利益は140,547千円（前期比27.3%減）となりました。売上高については、市況悪化の影響から減少しました。利益面については、売上高の減少に伴い、減益となりました。

(システム開発事業)

システム開発事業においては主に交通系インフラ案件、ETC関連開発案件及びその他社会インフラ系案件のシステム開発、エンジニアリング、ソフトウェア設計並びにシステム及び機器の輸出入販売を展開しております。

当連結会計年度においては、2020年7月に子会社化した株式会社アズマの売上並びに利益を通期で計上したことにより、当事業における売上高は650,463千円（前期比43.4%増）、営業利益は25,738千円（前期は14,476千円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は339,109千円であり、その主なものは、新規工場の取得217,873千円などです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新規工場の購入資金として、金融機関より長期借入金として200,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2018年12月期)	第 41 期 (2019年12月期)	第 42 期 (2020年12月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	3,341,175	6,218,178	4,780,320	3,583,683
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△1,030,406	263,002	214,296	188,373
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,138,340	194,906	132,775	99,857
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△369.06	63.05	42.77	32.03
総 資 産 (千円)	7,213,139	7,133,042	5,761,680	6,023,792
純 資 産 (千円)	3,606,124	3,794,909	3,841,083	3,903,713
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,168.07	1,226.93	1,235.43	1,250.95
自 己 資 本 比 率 (%)	50.0	53.2	66.7	64.8

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社オーバルテック	10,000千円	100%	運賃収受機器のメンテナンスサービス
ソタシステム株式会社	30,000千円	100%	システム開発、エンジニアリング、ソフトウェア設計並びにシステム及び機器の輸出入販売
株式会社アズマ	10,000千円	100%	小型電子計算機及び電子計算機部品の製造販売、各種電子計算機器の製図設計の請負、ソフトウェアの開発及びソフトウェアに関連する一切の業務、プリント基板コンピュータグラフィック設計及び製造販売、プリント基板組立配線

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、収益の安定化及び持続的な成長を目指し、2025年までを見据えた中期経営計画を策定しております。本中期経営計画では、主に下記2点の項目を重点施策として定めております。

(a) 成長事業の創出

当社は、バス市場向けの運賃收受システムを中心に事業を拡大してまいりました。しかし、同市場の成熟度が高まっていることや、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、従来型の運賃箱を主体とする事業だけでは、持続的に成長することは難しいと認識しています。

一方、近年のDX (Digital Transformation) による社会と市場の大きな変化を、当社は新たな事業機会と捉えて、成長事業の創出に取り組んでいます。

① キャッシュレス決済事業の強化と加速

我が国のライフスタイルにおいても、かつての現金決済主体からクレジット決済等のキャッシュレス化が着実に拡大しています。当社が事業領域としているバス市場においても、バス利用客様の利便性向上はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症予防等を目的に、タッチ決済やQR決済が黎明期を迎えています。2020年7月、茨城交通様の運行する高速バスの車内において導入された「日本初！Visaのタッチ決済」において、当社がキャッシュレス運賃收受システム（当社商品名SELF）をご提供して以降、キャッシュレス決済ニーズの拡がりに様々な形で貢献しています。今後は、キャッシュレス決済に関連する品揃えやアプリケーションを強化することで、事業者様の経営課題に対するソリューション提案の幅を広げてまいります。

② データサービスの事業化

日本においては、MaaS (Mobility as a Service : あらゆる公共交通機関をIT技術を用いてシームレスに結びつけ、人々が効率的・便利に移動できる) の商用化・普及に向けた実証実験が全国各地で行われています。MaaSは、社会インフラのあり方を大きく変革するものですが、当社は移動そのものの効率化ではなく、人々の移動を通じて得られる多彩なバスの利用データを集約・価値化することで移動需要の予測や運行計画の最適化等、事業者様の経営効率向上ニーズに着眼したデータサービスの事業化(当社商品名ONE)を構想しています。少子高齢化が加速する一方、自家用車によらない移動手段や医療の提供等、地域住民の生活水準を一定程度に維持しなければならないという、待ったなしの社会的課題にソリューションを提供してまいります。

(b) 継続的な成長投資の実行

成長事業を創出するためには、継続的にR&D等の成長投資を実行しなければなりません。

当社は、中期技術戦略と位置付けた「小田原機器グループ技術ビジョン2025」に基づいてR&D投資を実行しています。具体的には、「基本技術戦略(センシング技術)」によってバス市場向け運賃收受システムの競争力強化に取り組んでいます。同時に、「拡張技術戦略(コミュニケーション技術)」によって、社会や市場の変化に伴って顕在化しつつある新たなニーズを踏まえて、クラウドやデータサイエンス技術等を強化しています。

これらの諸課題に取り組むことで事業者の経営課題を解決し、新たな付加価値を提供するとともに、社会に対してストレスフリーな交通利用環境を提供してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	主な事業内容
運賃収受機器事業 (当社及び 株式会社オーバルテック)	路線バス及びワンマン鉄道車両での運賃収受機器(運賃箱、整理券発行機、カード機器及び運賃表示器等)の設計、開発、製造、販売及びメンテナンスサービス
システム開発事業 (ソタシステム株式会社 及び株式会社アズマ)	システム開発、エンジニアリング、ソフトウェア設計並びにシステム及び機器の輸出入販売、小型電子計算機及び電子計算機部品の製造販売、各種電子計算機器の製図設計の請負、プリント基板コンピュータグラフィック設計及び製造販売、プリント基板組立配線

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

当 社	本社：神奈川県小田原市 仙台営業所：宮城県仙台市太白区 東京営業所：東京都墨田区 関西営業所：大阪府大阪市淀川区 西日本営業所：福岡県福岡市博多区 工場：神奈川県小田原市
株式会社オーバルテック	本社：神奈川県小田原市
ソタシステム株式会社	本社：東京都墨田区
株式会社アズマ	本社：奈良県生駒郡

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
203 (14) 名	3名減 (4名減)

(注) 使用人数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者及び契約社員を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
125名	9名減	42.6歳	10.8年

(注) 使用人数は就業人員（社外から当社への出向者及び契約社員を含みます。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
(当社)	
株式会社横浜銀行	350,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
さがみ信用金庫	100,000千円
株式会社静岡銀行	100,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
(ソタシステム株式会社)	
株式会社横浜銀行	62,290千円
(株式会社アズマ)	
株式会社横浜銀行	147,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 9,600,000株
- ② 発行済株式の総数 3,121,600株 (自己株式989株を含みます。)
- ③ 株主数 1,315名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
津川 善夫	1,148,800株	36.8%
株式会社正英	358,800株	11.5%
小田原機器社員持株会	186,406株	6.0%
馬場 稔正	81,100株	2.6%
INTERACTIVE BROKERS LLC	62,400株	2.0%
川嶋 良久	46,000株	1.5%
大野 新司	43,000株	1.4%
福井 夕起也	40,400株	1.3%
上坂 徹太郎	40,000株	1.3%
小幡 正行	31,900株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式 (989株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	11,500株	3名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16ページ「2. (3)④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸山 明義	営業部兼技術部兼情報機器システム部担当 (株)オーバルテック取締役 ソタシステム(株)代表取締役会長 (株)アズマ代表取締役社長
常務取締役	佐藤 健一	管理部長兼製造部担当 (株)オーバルテック取締役 ソタシステム(株)監査役 (株)アズマ取締役
取締役	平野 光利	品質保証部担当 (株)オーバルテック代表取締役社長
取締役	市川 公雄	(株)富士テクノホールディングス会長室室長 神奈川県情報サービス産業健康保険組合顧問
常勤監査役	清水 照雄	(株)オーバルテック監査役 (株)アズマ監査役
監査役	熊谷 輝美	税理士法人FULLSUPPORT小田原事務所長 爽監査法人代表社員 湯河原町代表監査委員 (株)オーバルテック監査役
監査役	邨山 昌弘	(株)オーバルテック監査役

- (注) 1. 取締役市川公雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 3. 監査役熊谷輝美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 社外取締役市川公雄氏及び社外監査役熊谷輝美氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 5. 2021年3月24日付で取締役の役職及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
佐藤 健一	常務取締役 管理部長兼製造部担当	取締役 管理部長兼製造部担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役市川公雄氏、監査役清水照雄氏、監査役熊谷輝美氏及び監査役邨山昌弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員並びに会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の賠償責任が補填されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、2021年12月に報酬委員会を廃止し、新たに指名・報酬委員会を設置しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬に関する方針

固定報酬の額は、①各取締役の担当部門が業績に与える影響、②各取締役の担当部門の所属部員数、③各取締役の成果、④各取締役の経験年数を総合的に考慮したうえで、固定報酬テーブルの範囲内で決定しております。

b. 賞与に関する方針

賞与の額は、①連結経常利益、②配当性向、③従業員賞与支給倍率が一定以上の水準の達成を見込んだ場合において、連結経常利益の10%を総支給額の目安とし、各取締役の職位に応じて配分し、決定しております。

c. 譲渡制限付株式報酬に関する方針

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。譲渡制限付株式報酬の額は、取締役の役位に応じて決定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等によって構成されており、その支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は毎月の支給とし、賞与及び譲渡制限付株式報酬は一定の時期の支給としております。

f. 報酬等の決定の委任に関する方針

報酬の額は、指名・報酬委員会で審議したうえで取締役会に答申し、取締役会から一任された代表取締役社長が、当該答申に基づき決定するものとしております。

ロ. 当事業年度にかかる役員報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付株式)	業績連動報酬 (賞与)	
取締役 (うち社外取締役)	43,642 (4,800)	39,000 (4,800)	4,642 (0)	0 (0)	3 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	57,142 (18,300)	52,500 (18,300)	4,642 (0)	0 (0)	6 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。
2. 賞与にかかる業績指標は連結経常利益であり、その実績は188,373千円であります。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、賞与の指標として適切と判断したためであります。
3. 譲渡制限付株式報酬の支給の条件等は、「イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の報酬限度額は、2008年3月28日開催の第29期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与を除く。）と決議いただいております。当該株主総会決議時の取締役の員数は、7名です。
また、2014年3月27日開催の第35期定時株主総会において、非金銭報酬限度額として社宅提供費用を年額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時の取締役の員数は、4名です。
これらの報酬の額とは別に、2018年3月29日開催の第39期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の決議をいただいております。譲渡制限付株式の割り当てのための報酬限度額は年額20,000千円以内となっております。当該株主総会決議時の本制度の対象となる取締役の人数は、3名（社外取締役を除く。）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年3月24日開催の第27期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時の監査役の員数は、2名です。
6. 当事業年度において、社外役員が子会社等から役員として受けた報酬等はありません。
7. 取締役会は、代表取締役丸山明義に対し報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役市川公雄氏は、株式会社富士テクノホールディングス会長室室長及び神奈川県情報サービス産業健康保険組合顧問を兼任しております。
当社と、株式会社富士テクノホールディングス及び神奈川県情報サービス産業健康保険組合との間に特別の関係はありません。
- ・監査役清水照雄氏は、株式会社オーバルテック監査役及び株式会社アズマ監査役を兼任しております。なお、株式会社オーバルテック及び株式会社アズマは当社の連結子会社です。
- ・監査役熊谷輝美氏は、税理士法人FULLSUPPORT小田原事務所長、爽監査法人代表社員、湯河原町代表監査委員及び株式会社オーバルテック監査役を兼任しております。
当社と、税理士法人FULLSUPPORT、爽監査法人及び湯河原町との間に特別の関係はありません。なお、株式会社オーバルテックは当社の連結子会社です。
- ・監査役邨山昌弘氏は、株式会社オーバルテック監査役を兼任しております。なお、株式会社オーバルテックは当社の連結子会社です。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 市 川 公 雄	<p>当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、必要に応じ、長年金融業に携わってきた経験及び他社での企業経営経験に基づき発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2021年11月以前は報酬委員会、2021年12月以降は指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された報酬委員会6回、指名・報酬委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
監査役 清 水 照 雄	<p>当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、長年金融業及び産業文化振興事業に携わってきた経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、常時出社し、日々の監査業務に当たっております。</p>
監査役 熊 谷 輝 美	<p>当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、2021年11月以前は報酬委員会、2021年12月以降は指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会6回、指名・報酬委員会1回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 邨 山 昌 弘	<p>当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、長年金融業に携わってきた経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 興亜監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年3月24日開催の第42期定株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、イ. の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬額見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,913,121	流動負債	1,488,893
現金及び預金	2,124,517	支払手形及び買掛金	166,061
受取手形及び売掛金	1,505,265	電子記録債務	251,492
電子記録債権	16,950	短期借入金	630,000
有価証券	79,991	1年内返済予定の長期借入金	53,484
仕掛品	668,628	未払法人税等	56,834
原材料	394,435	賞与引当金	48,906
その他	135,513	製品保証引当金	70,150
貸倒引当金	△12,180	受注損失引当金	706
固定資産	1,110,670	その他	211,256
有形固定資産	665,690	固定負債	631,185
建物及び構築物	141,232	長期借入金	275,806
機械装置及び運搬具	187	役員退職慰労引当金	6,693
工具、器具及び備品	88,405	退職給付に係る負債	258,955
土地	379,971	資産除去債務	19,677
建設仮勘定	55,893	その他	70,053
無形固定資産	158,343	負債合計	2,120,078
のれん	67,297	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	7,800	株主資本	3,852,726
ソフトウェア	77,283	資本金	330,328
その他	5,962	資本剰余金	310,328
投資その他の資産	286,636	利益剰余金	3,212,582
投資有価証券	164,078	自己株式	△513
繰延税金資産	53,060	その他の包括利益累計額	50,986
その他	93,683	その他有価証券評価差額金	50,986
貸倒引当金	△24,186	純資産合計	3,903,713
資産合計	6,023,792	負債及び純資産合計	6,023,792

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		3,583,683
売上原価		2,299,023
売上総利益		1,284,660
販売費及び一般管理費		1,116,357
営業利益		168,302
営業外収益		
受取利息	459	
受取配当金	3,144	
受取手数料	3,346	
受取保険料	8	
助成金収入	14,899	
貸倒引当金戻入額	1,850	
その他	3,125	26,834
営業外費用		
支払利息	3,736	
支払手数料	2,999	
その他	26	6,762
経常利益		188,373
特別損失		
固定資産除却損	2,839	
減損損失	28,088	
原状回復費用	10,000	40,927
税金等調整前当期純利益		147,446
法人税、住民税及び事業税	55,142	
法人税等調整額	△7,553	47,589
当期純利益		99,857
親会社株主に帰属する当期純利益		99,857

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,481,034	流動負債	1,308,115
現金及び預金	1,787,192	支払手形	62,319
受取手形	83,950	電子記録債権	251,492
電子記録債権	3,621	買掛金	146,102
売掛金	1,336,456	短期借入金	550,000
有価証券	79,991	1年内返済予定の長期借入金	20,004
仕掛品	671,543	未払金	73,299
原材料	387,622	未払費用	41,530
前渡金	53,660	未払法人税等	30,725
前払費用	8,360	預り金	24,849
その他	80,234	賞与引当金	36,936
貸倒引当金	△11,600	製品保証引当金	70,150
固定資産	1,012,889	受注損失引当金	706
有形固定資産	661,974	固定負債	440,475
建物	137,549	長期借入金	179,996
構築物	2,303	退職給付引当金	239,943
機械及び装置	88	資産除去債務	10,331
工具、器具及び備品	86,179	その他	10,204
土地	379,961	負債合計	1,748,591
建設仮勘定	55,893	純資産の部	
無形固定資産	83,035	株主資本	3,694,346
のれん	5,736	資本金	330,328
ソフトウェア	72,558	資本剰余金	310,328
その他	4,741	資本準備金	310,328
投資その他の資産	267,879	利益剰余金	3,054,202
投資有価証券	164,078	利益準備金	5,000
関係会社株式	54,000	その他利益剰余金	3,049,202
出資金	500	繰越利益剰余金	3,049,202
繰延税金資産	22,949	自己株式	△513
その他	50,251	評価・換算差額等	50,986
貸倒引当金	△23,900	その他有価証券評価差額金	50,986
資産合計	5,493,923	純資産合計	3,745,332
		負債及び純資産合計	5,493,923

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,152,412
売上原価		2,124,252
売上総利益		1,028,159
販売費及び一般管理費		936,105
営業利益		92,053
営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	459	
受取配当金	3,144	
受取賃貸料	7,200	
受取事務手数料	17,136	
受取手数料	3,346	
受取保険料	8	
助成金収入	10,282	
貸倒引当金戻入額	1,700	
その他	2,379	45,656
営業外費用		
支払利息	2,405	
支払手数料	2,999	
その他	26	5,431
経常利益		132,278
特別損失		
固定資産除却損	2,839	
減損損失	28,088	
原状回復費用	10,000	40,927
税引前当期純利益		91,351
法人税、住民税及び事業税	23,511	
法人税等調整額	2,038	25,550
当期純利益		65,800

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社小田原機器
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 柿 原 佳 孝 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 近 田 直 裕 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小田原機器の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小田原機器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社小田原機器
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 柿 原 佳 孝 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 近 田 直 裕 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小田原機器の2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株 式 会 社 小 田 原 機 器	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）清 水 照 雄	印
社外監査役 熊 谷 輝 美	印
社外監査役 邨 山 昌 弘	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当方針に基づき、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は46,809,165円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定等を新設するものであります。

- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する付則を設けるものであります。なお、本付則は期日経過後に削除するものといたします。

- ③ 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ④ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、第45条（期末配当金）及び第46条（中間配当金）を削除するものであります。

- ⑤ 上記規定の新設及び削除に伴い、条文の繰り上げ並びに繰り下げを行うものです。

- ⑥ 本議案における定款変更については、現行定款第15条の削除及び変更案第14条の新設を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものは除く。</u>) は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p><u>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 (新 設)</p> <p>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>取締役</u>（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第40条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年6月30日または12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12月31日の最終の株主名簿に記載または記録</u> <u>された株主または登録株式質権者に対し、金銭に</u> <u>よる剰余金の配当（以下「期末配当金」とい</u> <u>う。）を支払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月30日の最終の株主名簿に記載または記録さ</u> <u>れた株主または登録株式質権者に対し、会社法第</u> <u>454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中</u> <u>間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始 の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息を つけない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過 しても受領されないときは、当社はその支払の 義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 第43期定時株主総会終結前の監査役（監査 役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423条第1項の賠償責任を限定する契約につい ては、なお同定時株主総会の決議による変更前の定 款第40条の定めるところによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過したいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まる やま あき よし 丸 山 明 義 (1959年5月3日生)	1981年2月 当社入社 1997年4月 営業部関西営業所長 2013年11月 営業部長兼関西営業所長 2014年3月 取締役営業部長 2016年3月 常務取締役営業部長 2017年10月 常務取締役営業部長兼情報機器システム部担当 2019年1月 常務取締役営業部兼情報機器システム部担当 2019年3月 代表取締役社長営業部兼技術部兼情報機器システム部担当 2021年1月 代表取締役社長営業部兼技術部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社オーバルテック取締役 ソタシステム株式会社代表取締役会長 株式会社アズマ代表取締役社長	26,100株
(取締役候補者とした理由) 当社営業部での長年の豊富な業務経験、加えて事業領域全般に関する幅広い識見を活かし、代表取締役社長として、当社グループの事業戦略を主体的に推進しております。同氏が当社グループの成長戦略の牽引及び企業価値の向上に必要不可欠な人材であり、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	さとう けんいち 佐藤 健一 (1964年11月3日生)	1984年7月 当社入社 1996年4月 製造部グループ長 2003年4月 総務部グループ長 2009年3月 株式会社オーバルテック 取締役製造部長 2019年3月 当社執行役員 株式会社オーバルテック 代表取締役社長 2020年3月 取締役管理部長兼製造部担当 2021年3月 常務取締役管理部長兼製造部担当 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社オーバルテック 取締役 ソタシステム株式会社 監査役 株式会社アズマ 取締役	12,000株
(取締役候補者とした理由) 当社製造部門を中心とした長年の豊富な業務経験に加え、当社サービス子会社である株式会社オーバルテックの代表取締役社長としての経験を活かし、現任の常務取締役として、経営戦略を担う管理部、ならびに付加価値の源泉をなす製造部を担当し、持続的な成長構造づくりに貢献しております。同氏が当社グループの企業価値の向上に資する人材であり、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
3	つがわ なおき 津川 直樹 (1984年3月10日生)	2007年9月 当社入社 2008年11月 総務課グループ長 2013年4月 営業部グループ長 2015年10月 総務部グループ長 2016年3月 総務部経営企画室長 2019年1月 総務部長 2020年3月 管理部付部長 (現任)	30,200株
(取締役候補者とした理由) 総務・人事、営業並びに経営企画を中心とした豊富な業務経験に加えて、オムロングループ会社への出向を経験するなど、様々なキャリアを積んでおります。同氏が当社グループの企業価値の向上に資する人材であり、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の賠償責任を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひらのみつとし 平野光利 (1958年11月7日生)	1982年4月 株式会社横浜銀行入行 1997年2月 同行ロンドン支店次長 1998年1月 同行金融市場部トレーディング2課長 2002年7月 同行小田原支店上席副支店長 2006年4月 同行事務統括部市場事務センター長 2011年10月 同行国際業務部外為事務センター長 2014年10月 当社経理部長 2015年9月 経理部長兼総務部長 2016年3月 取締役経理部長兼総務部長 2019年1月 取締役経理部長兼総務部担当 2020年3月 取締役品質保証部担当(現任) 株式会社オーバルテック代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社オーバルテック代表取締役社長	12,242株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>金融機関での長年の勤務経験があり、高い能力及び識見を有しているとともに、当社サービス会社である株式会社オーバルテックの代表取締役社長として、経営者としての経験を有しております。同氏が取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の実効性向上、ひいては当社グループの企業価値の向上に寄与する人材であり、新たに監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	<p style="text-align: center;">いち かわ きみ お 市川公雄 (1952年1月13日生)</p>	<p>1974年4月 株式会社横浜銀行入行 1987年2月 株式会社欧州横浜銀行次長 (ベルギー支店現地法人) 1991年4月 株式会社横浜銀行湘南台支店長 1993年4月 同行国際部副部長 1996年2月 株式会社横浜シティ証券取締役 企画総務部長 1998年1月 株式会社横浜銀行小田原支店長 2000年4月 同行東京支店長(理事) 2003年6月 株式会社アイネット取締役財務本部長 2008年4月 同社取締役副社長(本社統括) 2013年6月 同社上席顧問 2016年4月 株式会社富士テクノソリューションズ経営企 画室長 2018年3月 当社社外取締役(現任) 2018年7月 株式会社富士テクノソリューションズ顧問 神奈川県情報サービス産業健康保険組合常務 理事 2019年4月 株式会社富士テクノソリューションズ会長室 室長 2020年12月 神奈川県情報サービス産業健康保険組合顧問 (現任) 2021年10月 株式会社富士テクノホールディングス会長室 室長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社富士テクノホールディングス会長室室長 神奈川県情報サービス産業健康保険組合顧問</p>	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 金融機関での長年の勤務経験に加え、株式会社アイネットの取締役副社長として、経営者としての経験を有して おります。同氏の経営者としての経験及びシステム開発企業での識見を活かすことで、同氏が取締役会の意 思決定機能及び監査・監督機能の実効性向上、ひいては当社グループの企業価値の向上に寄与する人材であ り、新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	くま がい てる よし 熊谷輝美 (1963年1月22日生)	1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年2月 税理士登録 熊谷公認会計士・税理士事務所開設 2008年3月 当社社外監査役(現任) 2015年6月 堀田丸正株式会社社外取締役 2016年10月 湯河原町代表監査委員(現任) 2019年10月 爽監査法人代表社員(現任) 税理士法人FULLSUPPORT小田原事務所長(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人FULLSUPPORT小田原事務所長 爽監査法人代表社員 湯河原町代表監査委員 株式会社オーバルテック監査役	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 公認会計士としての専門知識を活かすことで、同氏が取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の実効性向上、ひいては当社グループの企業価値の向上に寄与する人材であり、新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市川公雄氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、熊谷輝美氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって14年となります。
3. 市川公雄氏及び熊谷輝美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、現行定款第30条及び第40条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)並びに監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である市川公雄氏及び熊谷輝美氏との間で法令で定める額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の賠償責任を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は市川公雄氏及び熊谷輝美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。なお、市川公雄氏は株式会社横浜銀行の出身であり、当社は同行と金銭貸借等の取引関係がありますが、同氏が同行の業務執行者を退任してから5年以上が経過しております。また、同氏は株式会社アイネットの取締役であったことがあり、当社は同社とソフトウェア開発に関する取引がありますが、その年間取引額は過去3事業年度において同社の連結売上高に占める割合の2%以下であります。従いまして、先述の事項が、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
おのはやと 小野 翻 陽 人 (1954年12月15日生)	1976年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人 トーマツ）入所	0株
	1982年4月 安藤税務会計事務所入所	
	1983年5月 監査法人中央会計事務所入所	
	1985年10月 同法人国際本部（シンガポール勤務）	
	1988年4月 中央クーパースアンドライブランドコンサルティング株 式会社移籍（含む米国勤務）	
	1989年10月 中央青山監査法人国際本部移籍（オランダ勤務）	
	1992年1月 みずず監査法人京都事務所（現PwC京都監査法人）非常 勤職員	
	1992年4月 公認会計士小野翻陽人事務所開設（現任）	
	2008年3月 株式会社DenYen設立（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士小野翻陽人事務所長 株式会社DenYen代表取締役	
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 公認会計士としての専門知識に加え、海外監査法人での勤務経験を活かすことで、同氏が取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の実効性向上、ひいては当社グループの企業価値の向上に寄与する人材であり、新たに補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野翻陽氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小野翻陽氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、法令で定める額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の賠償責任を当該保険契約によって補填することとしております。小野翻陽氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年3月28日開催の第29期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与を除く。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与を除く。）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告16ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容は、2018年3月29日開催の第39期定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額20,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等及び内容を定めることにつきご承認をお願いいたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告16ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本

割当契約」といいます。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。))。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から40年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役の地位から退任した場合には、死亡、任期満了又は定年その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

会場ご案内図

会場 神奈川県小田原市城内8番10号
報徳二宮神社 報徳会館2階 天翔
電話 0465-23-3246



交通のご案内

JR線、小田急線、大雄山線 小田原駅東口より

徒歩：15分、タクシー：3分

バス：乗車時間約5分 箱根登山バス「元箱根港・箱根町港・桃源台方面」行き(③・④乗場)

または伊豆箱根バス「箱根園方面」行き(⑤乗場)に乗車し「箱根口」から下車徒歩3分

西湘バイパス小田原ICより車で5分(上り入口・下り出口)

小田原厚木道路荻窪ICより車で5分(厚木方面のみ出入口)

※会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

※株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第43期定時株主総会招集ご通知
法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- IV 連結計算書類の「連結注記表」
- V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VI 計算書類の「個別注記表」

株式会社小田原機器

本内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ
(<https://www.odawarakiki.com/>) に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

業務の適正を確保するための体制

当社グループ（当社並びに子会社である株式会社オーバルテック、ソタシステム株式会社及び株式会社アズマ）は、社会的責任を果たす永続企業であり続けるために、株主や取引先等のステークホルダーをはじめとする社会への貢献と、法令遵守の徹底、適正な利益の追求、経営の透明性と健全性の確保を通じて、社会的信頼を持続していくことを主眼に企業統治を行っております。

このような理念のもと、当社グループでは、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、次のとおり当社グループの「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、更なる企業価値の向上を図っております。

1. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の関係会社は、子会社である株式会社オーバルテック、ソタシステム株式会社及び株式会社アズマの3社であります。

株式会社オーバルテックにつきましては、当社の取締役、監査役及び使用人が当該子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務し、また、ソタシステム株式会社につきましては、当社の取締役及び使用人が当該子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務することで企業集団の統制を図り、業務の適正を確保しております。また、当社の取締役会、経営会議及びその他の重要な会議において子会社の取締役等より業務執行の状況を報告しており、加えて、損失の危険の管理等については当社の規程を準用することにより、当社と一体的に管理しております。

また、第42期（2020年12月期）に吸収分割した株式会社アズマにつきましては、当社の取締役、常勤監査役及び使用人が当該子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務することで、企業集団の統制を図っておりますが、今後引き続き内部統制システムに関する体制の整備を進めることにより、業務の適正の確保を図っております。

2. 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社会的信頼を持続し、社会的責任を果たす永続企業であり続けるために、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。当社グループでは、このような考えのもと、コンプライアンスにおける当社グループ全役職員の行動基準として「行動規範」を定め、当該規範の啓蒙と継続的な教育により、当社グループ全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正且つ透明性の高い経営体制を確立していくことを目指しております。

(1) 「コンプライアンスマニュアル」の制定

コンプライアンスにおける当社グループ全役職員の行動基準となる「行動規範」をもとに、業務執行に係る具体的な行動指針として「コンプライアンスマニュアル」を制定しており、当社及び子会社の取締役会の適正な運営をはじめ、社内規程の遵守による相互牽制機能の十分な発揮と、継続的な社員教育の徹底によって法令遵守体制を確立しております。

(2) 実効性の高い内部監査の実施

当社グループは、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令及び定められた社内規程に従って、適正且つ合理的に執行されていることを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長へ報告するとともに、問題がある事項については、速やかに改善をするよう各部署へ指示しております。また、当社の内部監査室が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が「関係会社管理規程」及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保しております。

(3) 内部通報制度の整備

当社グループは、コンプライアンスに関する相談又は不正行為等の通報の受け皿として内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るため、「内部通報規程」を制定しております。内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を、全役職員から広く収集いたします。

(4) 反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断は企業に課された重要な使命であると認識しており、「コンプライアンスマニュアル」において、対応部署及び対応方法を具体的に定め、反社会的勢力による被害を未然に防ぐとともに、組織として毅然たる態度で対処する姿勢を示しております。また、営業活動等で収集した情報をデータベース化し、それを活用することにより、反社会的勢力との接触を事前に防止する体制を構築しております。

3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び経営会議等重要な会議の議事録並びに稟議書等、当社及び子会社の取締役の職務の執行に係わる文書及び情報については、文書の取扱い（作成、保存及び廃棄等）について定めた「文書管理規程」並びに重要情報の取扱いについて定めた「内部情報管理規程」及び「社内情報管理システム運用規程」に基づき、適切に保存及び管理しております。また、当社及び子会社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できることとしております。

経営に関する重要情報について、閲覧権限を明確化し、更にそれを周知徹底するとともに、重要情報の取扱いに関する当社グループ全役員への経常的な教育を実施し、情報管理体制を強化しております。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、適切な職務権限の委譲のもと、各役員員の責任の範囲内で日々の事業履行に伴うリスク管理を行っており、その範囲を超えるものについては、稟議書、その他重要性に応じた会議体での検討及び承認のプロセスを経ることでリスク管理の適切性を確保しております。この他に、当社グループに損害を及ぼす様々なリスクについて、リスクに対する具体的な対処方法及び管理の体制等について定めた「リスク管理規程」を制定し、当該規程に沿って適切なリスク管理体制を整備しております。また、事前に識別、分析、評価及び予防措置を検討するため、「リスク管理委員会」を設置しております。

加えて、緊急時、当社グループに損害又は損失等が発生しつつある状況においては、その状況からすみやかに脱却することを目的として、「危機管理本部」を設置いたします。

また、地震等の大規模災害により緊急事態に陥った際、業務の早期回復を行うため、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

(1) 予防的なリスク管理の体制

「リスク管理委員会」は、各部署に係るリスクを事前に識別、分析及び評価のうえ、その予防措置を検討しております。取締役会において当該検討結果の報告を行うこととし、取締役会は具体的な対処を各部署に指示するとともに、その進捗を管理しております。また、定期的なリスクの見直しを実施することにより、リスク管理の実効性を確保しております。

(2) 緊急時の体制

当社グループに損害又は損失等が発生しつつある状況においては、その緊急性及び重要性を考慮したうえで、当社の代表取締役社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損失の極小化に努めるものといたします。

「危機管理本部」は、その職務を行うために各部門に対して必要な指示又は命令を行い、それを受けた役員及び部門は、当該指示又は命令に従って、その職務遂行のプロセス及び結果について、迅速且つ適切に危機管理本部に報告をする体制としております。また、事案の対処終了後には経営会議にて報告するものといたします。

5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役会を毎月開催するほか、迅速な経営判断を促し、経営効率を向上させるため、当社及び子会社の取締役、監査役及び各部署関係者が出席する経営会議に加えて、事業環境の急速な変化に対応すべく、第42期（2020年12月期）より事業戦略会議を新設し、毎月定期的に（必要場合は随時）開催しております。これらの会議体において、取締役会付議事項の事前審議並びに経営課題全般及びリスク管理に係る事項を検討し、適切な運営を図ってまいります。

(1) 経営状態の管理

当社グループは、現在及び将来の事業環境を踏まえ、中期的な経営指標となる中期経営計画を策定しております。この中期経営計画に基づいて、各部署は計画達成に向けた具体策を立案及び実行し、その進捗状況を事業戦略会議、経営会議及び取締役会に対して定期的に報告するものといたします。また、年度予算を当該中期経営計画達成のための重要なマイルストーンとして位置づけており、事業戦略会議、経営会議及び取締役会において年度予算の達成状況を管理することにより、業務執行を適切に監督いたします。

(2) 業務執行の管理

「業務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、当社グループ全役職員の業務分担及び権限を明確に分別し、適正な管理水準を維持できる体制としております。

また、重要な案件については、稟議書又はその他重要性に応じた会議体での検討及び承認のプロセスを経ることにより、効率性と網羅性の双方を高い水準で確保しております。

6. 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、当社及び子会社の監査役の職務を補助すべき使用人は専任ではありませんが、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものとし、そのことを当社及び子会社の取締役及び使用人に周知することで、監査役の指示の実効性を確保するものといたします。

また、前述の使用人の任命、解任、評価、人事異動、懲戒及び賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保するものといたします。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の監査役は、当社及び子会社の取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき又はその他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものといたします。なお、当社及び子会社の取締役及び使用人が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないよう保護する旨を、「内部通報規程」にて定めております。

当該報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」及び監査役監査基準に基づいて、①監査役が出席すべき会議 ②監査役に議事録を送付し閲覧に供すべき会議 ③監査役に定例的に又は随時報告すべき事項を明確に定め、当社及び子会社の取締役に対して周知いたします。

8. 当社及び子会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当該方針は特に定めておりませんが、当社及び子会社の監査役の職務の執行について生じた費用は、取締役の職務の執行について生じた費用と同様に処理しております。

9. その他当社及び子会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的な報告会を開催し、積極的に意見及び情報の交換を行い、効果的な監査を実施するよう努めております。また当社及び子会社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長と定期的に会合をもち、当社の代表取締役社長の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、当社の代表取締役社長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

10. 財務報告の信頼性確保のための体制

当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表の作成のため、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を定め、当社の代表取締役社長の指示のもと内部統制システムを構築しております。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるように評価及び是正を行ってまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2022年1月13日開催の取締役会にて、当連結会計年度の「内部統制システム構築の基本方針」の進捗状況が報告され、特段の支障及び懸案事項は認められなかった旨を確認しております。

当連結会計年度における当社グループの主な取組みは下記のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（株式会社オーバルテック、ソタシステム株式会社及び株式会社アズマ）の役員員に対し、eラーニングシステムを用いて「コンプライアンス教育」を実施いたしました。

加えて、内部通報制度を適切に運用するとともに、年間監査計画に基づき内部監査室による内部監査を実施し、業務が適切に運営されていることを確認しております。

反社会的勢力への対応については、当該勢力との関係を遮断するため「神奈川県企業防衛対策協議会」（神企防）に加盟しており、継続的に情報を収集しております。

2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理委員会」を定例的に開催し、当社グループを取り巻くリスク項目について討議したうえで、対策を進めております。
地震等の大規模災害発生時の対策を織り込んで策定した「事業継続計画（BCP）」については、実地訓練を含めた各種訓練を定期的を実施しております。
3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当連結会計年度は当社の取締役会を18回、経営会議を12回、事業戦略会議を14回開催し、経営上の重要な意思決定を機動的に行うとともに、事業の運営状況に関する定期的な報告及び協議が行われております。
また、「当期における取締役会の活動状況の総括」及び「今後のコーポレート・ガバナンスに関する体制・課題の検討」等を目的として、当連結会計年度に関する「取締役会の実効性評価」を実施し、運営の改善を図っております。
4. 当社及び子会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当連結会計年度は当社の監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項について協議及び決議を行っております。
監査役は会計監査人及び内部監査室と定期的な報告会を開催するとともに、代表取締役及び取締役と定期的に会合の場を持ち、意見交換により相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。
また、常勤監査役は社内の各種会議に出席し、社内の業務状況について法令・定款に違反していないかなどを確認するとともに、必要に応じ意見を述べております。

Ⅱ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

Ⅲ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日残高	327,160	307,160	3,159,362	△513	3,793,169
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3,168	3,168			6,336
剰余金の配当			△46,636		△46,636
親会社株主に帰属する 当期純利益			99,857		99,857
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	3,168	3,168	53,220	—	59,557
2021年12月31日残高	330,328	310,328	3,212,582	△513	3,852,726

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2021年1月1日残高	47,914	47,914	3,841,083
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			6,336
剰余金の配当			△46,636
親会社株主に帰属する 当期純利益			99,857
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	3,072	3,072	3,072
連結会計年度中の変動額合計	3,072	3,072	62,629
2021年12月31日残高	50,986	50,986	3,903,713

IV 連結計算書類の「連結注記表」

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社オーバルテック
ソタシステム株式会社
株式会社アズマ

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・商品、製品、原材料及び仕掛品 総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ、リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ、製品保証引当金

保証期間内に発生する無償修理に対する支出に備えるため、過去の実績率等を基礎として無償修理費の見積額を計上しております。

ニ、受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見積額を計上しております。

ホ、役員退職慰労引当金

連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、5～8年の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に及ぼす影響が不透明な状況であり、当社グループの業績にも影響を及ぼす可能性があります。繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関しては翌連結会計年度末まで引き続き当該影響が継続するとの仮定に基づき見積りを行っております。

なお、当連結会計年度における会計上の見積りは最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 70,150千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証期間内に発生する無償修理に対する支出に備えるため、過去の実績率等を基礎として無償修理費の見積額を計上しております。出荷した製品について、予期せぬ不具合等が発生した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、追加の無償修理費の計上が必要になる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建設仮勘定	55,893千円
土地	161,980千円
計	217,873千円

②担保に係る資産

1年内返済予定の長期借入金	20,004千円
長期借入金	179,996千円
計	200,000千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 953,589千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	3,110,100株	11,500株	一株	3,121,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年3月24日開催の第42期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	46,636千円
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2020年12月31日
・効力発生日	2021年3月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年3月24日開催の第43期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	46,809千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2021年12月31日
・効力発生日	2022年3月25日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性または流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については自己資金または銀行借入で賄う方針であります。デリバティブ取引は利用していません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に運転資金や土地等の購入に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。連結子会社についても、当社の与信管理規程等に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社において、連結子会社も含め支払計画を適時に作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,124,517	2,124,517	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,505,265	1,505,265	—
(3) 電子記録債権	16,950	16,950	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	244,069	244,069	—
資産計	3,890,802	3,890,802	—
(1) 支払手形及び買掛金	166,061	166,061	—
(2) 電子記録債務	251,492	251,492	—
(3) 短期借入金	630,000	630,000	—
(4) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金含む）	329,290	329,134	△155
負債計	1,376,844	1,376,688	△155

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格、投資信託については公表されている基準価額によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	159,480	85,879	73,600
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	159,480	85,879	73,600
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,598	5,028	△430
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	79,991	80,000	△8
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	84,589	85,028	△439
	合計	244,069	170,907	73,161

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,124,517	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,505,265	—	—	—
電子記録債権	16,950	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 債券(社債)	80,000	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
合計	3,726,733	—	—	—

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	630,000	—	—	—	—	—
長期借入金	53,484	53,484	51,334	32,004	32,004	106,980
合計	683,484	53,484	51,334	32,004	32,004	106,980

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,250円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 32円03銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

V 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰 余 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2021年1月1日残高	327,160	307,160	307,160	5,000	3,030,038	3,035,038
事業年度中の変動額						
新株の発行	3,168	3,168	3,168			
剰余金の配当					△46,636	△46,636
当期純利益					65,800	65,800
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	3,168	3,168	3,168	—	19,163	19,163
2021年12月31日残高	330,328	310,328	310,328	5,000	3,049,202	3,054,202

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年1月1日残高	△513	3,668,845	47,914	47,914	3,716,759
事業年度中の変動額					
新株の発行		6,336			6,336
剰余金の配当		△46,636			△46,636
当期純利益		65,800			65,800
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			3,072	3,072	3,072
事業年度中の変動額合計	—	25,500	3,072	3,072	28,572
2021年12月31日残高	△513	3,694,346	50,986	50,986	3,745,332

VI 計算書類の「個別注記表」

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産

- ・商品、製品、原材料及び仕掛品

総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 製品保証引当金 保証期間内に発生する無償修理に対する支出に備えるため、過去の実績率等を基礎として無償修理費の見積額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見積額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に及ぼす影響が不透明な状況であり、当社の業績にも影響を及ぼす可能性があります。繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関しては翌事業年度末まで引き続き当該影響が継続するとの仮定に基づき見積りを行っております。

なお、当事業年度における会計上の見積りは最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 70,150千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品保証引当金に関する注記については、「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建設仮勘定	55,893千円
土地	161,980千円
計	217,873千円

② 担保に係る資産

1年内返済予定の長期借入金	20,004千円
長期借入金	179,996千円
計	200,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 940,100千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	11,945千円
② 短期金銭債務	74,361千円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱アズマ	147,000千円
------	-----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額

営業取引（収入分）	50,088千円
営業取引（支出分）	560,113千円
営業取引以外の取引（収入分）	24,336千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	989株	－株	－株	989株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,142千円
賞与引当金	11,195千円
製品保証引当金	21,262千円
貸倒引当金	10,760千円
たな卸資産評価損	23,153千円
減価償却の償却超過額	5,303千円
退職給付引当金	72,726千円
株式報酬費用	5,445千円
会員権	1,470千円
繰越欠損金	287,219千円
資産調整勘定	1,740千円
長期未払金	3,092千円
その他	21,393千円
繰延税金資産小計	467,906千円
評価性引当額	△420,377千円
繰延税金資産合計	47,528千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22,175千円
その他	△2,403千円
繰延税金負債合計	△24,579千円
繰延税金資産の純額	22,949千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
					役員の兼任等	事業上の関係					
子会社	㈱オーバルテック	10,000	運貨收受 機器メンテ ナンスサー ビス	所有 直接100%	兼任6名	当社製 品、メ ンテナ ンスサ ービス	メンテナンスサービスの委託	341,254	買掛金	31,750	
							材料の有償支給	49,865	未収入金	3,393	
							建物の賃貸	7,200	未収入金	—	
								総務事務等の受託	9,336	未収入金	855
	ソタシステム㈱	30,000	ソフトウェア・システム開発	所有 直接100%	兼任2名	ソフト ウェア 開発	ソフトウェア開発の委託	141,350	買掛金	18,590	
							総務事務等の受託	3,840	未収入金	352	
㈱アズマ	10,000	ソフトウェア開発	所有 直接100%	兼任3名	ソフト ウェア 開発	ソフトウェア開発の委託	67,709	買掛金	19,742		
						総務事務等の受託	3,960	未収入金	363		
						債務保証	147,000	—	—		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. メンテナンスサービスの委託及び材料の有償支給の価格、並びにソフトウェア開発の委託については、市場価格を参考に決定しております。
2. 賃貸料については近隣の相場及び付帯設備の減価償却費等を勘案して、交渉の上決定しております。
3. 総務事務等の受託については、役務提供に対する費用等を総合的に判断して、交渉の上決定しております。
4. 子会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,200円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円11銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。